

# [資料1] 登録（入力）の手引き



ホーム

手続き一覧（個人向け）

手続き一覧（事業者向け）

ヘルプ

よくあるご質問

## 申請内容の入力

パソコンまたはスマートフォン等の画面に、情報を入力してください

★印が付いていない項目は、未入力でも登録可能です

1

申請内容の入力

2

申請内容の確認

3

申請の完了

## 港北区区民活動支援センター R5年度 港北区グループ・団体情報登録

グループ・団体名 必須

★ここに「グループ・団体名」を入力してください

グループ・団体名フリガナ 必須

★ここに、カタカナで「グループ団体名」を入力してください

政治的・宗教的・営利的活動では「ない」ことの確認 必須

★「はい」か「いいえ」どちらかを選んでください（いいえの場合は登録不可）

選択解除

- はい（政治的・宗教的・営利的ではない）
- いいえ（政治的・宗教的・営利的である）

## 活動ジャンル（センター区分） 必須

[A] ～ [K] より選択してください

★該当する項目を1つ選んでください

選択解除

- [A] 福祉・社会活動
- [B] 子育て・子育て支援
- [C] ダンス・スポーツ・アウトドア
- [D] 文芸・歴史
- [E] 伝統文化
- [F] 語学・国際交流
- [G] 音楽・演劇
- [H] 美術・工芸
- [I] 情報・パソコン
- [J] 趣味・実用
- [K] 生涯学習

## 活動ジャンル（自由記入）

例：ガーデニングボランティア、健康づくり体操、コーラスグループ、等

例を参考に、「活動ジャンル」を入力してください（省略可）

## 活動内容 必須

全角35文字程度でお願いします

★活動内容を入力してください（35文字程度）

## 活動頻度・曜日等

例：月〇回、〇曜日、不定期、等

例を参考に、活動日等を入力してください（省略可）

## 活動時間帯

例：午前、午後、夜間、等

例を参考に、活動時間帯を入力してください（省略可）

## 活動場所（選択）

活動場所を選んでください（該当がなければ省略可）

- 1（日吉地区センター）
- 2（菊名地区センター）
- 3（新田地区センター）
- 4（綱島地区センター）
- 5（篠原地区センター）
- 6（城郷小机地区センター）
- 7（菊名コミュニティハウス）
- 8（師岡コミュニティハウス）
- 9（新羽コミュニティハウス）
- 10（日吉台中コミュニティハウス）
- 11（下田小コミュニティスクール）
- 12（大綱中コミュニティハウス）
- 13（新吉田地域ケアプラザ）
- 14（篠原地域ケアプラザ）
- 15（高田地域ケアプラザ）
- 16（下田地域ケアプラザ）
- 17（大豆戸地域ケアプラザ）
- 18（樽町地域ケアプラザ）
- 19（城郷小机地域ケアプラザ）
- 20（日吉本町地域ケアプラザ）
- 21（新羽地域ケアプラザ）
- 22（港北国際交流ラウンジ）
- 23（港北図書館）
- 24（大倉山記念館）
- 26（港北区福祉保健活動拠点）
- 27（港北公会堂）
- 31（港北スポーツセンター）
- 32（小机スポーツ会館）
- 34（横浜ラポール）
- 36（港北区生活支援センター）
- 37（港北区区民活動支援センター）

## 上記以外の活動場所（自由記入）

例：新横浜公園、〇〇町内会館、コミュニティカフェ〇〇、等

例を参考に、活動場所を入力してください（省略可）

## ホームページ、Facebook、等

あれば入力してください（省略可）

## 問合せ先氏名 必須

センターからの連絡に使用します

HPIには掲載されません。問い合わせ先は区民活動支援センターとなります。

姓

★問合せ先の方の「姓」を入力、

名

★「名」を入力してください

## 問合せ先フリガナ 必須

姓（カタカナ）

★カタカナで、同上入力してください

名（カタカナ）

★カタカナで、同上入力してください

## 問合せ先電話番号（ハイフンなし） 必須

センターからの連絡に使用します

HPIには掲載されません。問い合わせ先は区民活動支援センターとなります。

★ハイフンを除き、入力してください

## 問合せ先FAX番号（ハイフンなし）

HPIには掲載されません。問い合わせ先は区民活動支援センターとなります。

あれば入力してください（ハイフンは除く）

## 問合せ先メールアドレス（確認入力あり）

センターからの連絡に使用します

HPには掲載されません。問い合わせ先は区民活動支援センターとなります。

メールアドレス

あれば入力してください

メールアドレス（確認）

再度、同上入力してください

次へ進む

全ての入力を済ませて、  
一度で登録（次へ進む）ことを  
お勧めします。

保存してあとで申請する

途中まで入力して保存しておく場合には  
入力者の【利用者ID】と【パスワード】  
が必要です。

戻る

ヘル  
プ

よくあるご  
質問

個人情報保護の  
取扱い

動作環  
境

ウェブアクセシビ  
リティ

利用規約（個人向け／  
事業者向け）

【システムに関するお問い合わせ先】  
横浜市電子申請・届出システムサポートセンター  
お問い合わせは[こちら](#) 